

## ■ 共同実施事業の契約変更手続きについて

契約変更を行う共同実施事業について、確認の手続きは以下のとおりとする。

### 1 契約変更の確認方法

契約変更事案発生	条件①		条件②		確認方法	例		
	契約変更額の割合		基準	条件		当初契約額	契約変更額（変動割合）	変更後契約額
+20%以上	→	変更後契約額	一定金額 <sup>※1</sup> 以上	① 東京都作業部会に報告、確認	② 東京都担当部で確認し、部会に報告	2億円	+1.5億円 (75.0%)	3.5億円
			一定金額 <sup>※1</sup> 未満	② 東京都担当部で確認し、部会に報告			+0.4億円 (20.0%)	2.4億円
+20%未満	→	契約変更額 <sup>※2</sup> 又は 変更後契約額 <sup>※3</sup>	一定金額 <sup>※1</sup> 以上	① 東京都作業部会に報告、確認	③ 事前確認不要 (東京都担当部で事後確認)	30億円	+5億円 (16.7%)	35億円
			一定金額 <sup>※1</sup> 未満	③ 事前確認不要 (東京都担当部で事後確認)			+0.5億円 (16.7%)	3.5億円

※1 一定金額：一契約あたり3.5億円（請負・委託）又は6千万円（物件の買入れ、売払い、借入れ、貸付け）

※2 契約変更額：複数回契約変更を行った場合、契約変更額の総額で一定金額に達するかどうか判断する  
(例) 1回目の契約変更額が2億円、2回目の契約変更額が1.5億円だった場合、総額で一定金額以上となるため、2回目の契約変更時に作業部会に報告、確認を行う。

※3 変更後契約額：変更後契約額で判断する場合は、契約変更後に一定金額に達するかどうか判断する  
(例) 当初契約額:3億円、変更後契約額:3.5億円……契約変更後に一定金額以上となったため、作業部会に報告、確認を行う。  
当初契約額:30億円、変更後契約額:31億円……当初契約時から一定金額以上であるため、1億円(3.3%)の契約変更による作業部会への報告、確認は不要。

### 2 契約変更の確認を事後に行うもの

契約変更の確認を事後に行う事項と、確認のタイミングは以下のとおりとする。

区分	事項	確認のタイミング
契約金額の変動あり	○ 契約変更割合が+20%未満かつ契約変更額又は変更後契約額が一定金額未満の場合（上記③） ○ 契約変更額が当初契約額を下回る場合	四半期毎の実績報告時
契約金額の変動なし	○ 履行期限の延長 ○ その他軽微な修正	四半期毎の実績報告時
上記の例外	下記に該当する場合は、事前確認を行う ・履行期限の延長等により、年度予算に影響するもの（翌年度繰越、年度割変更等） ・仕様等の見直しにより、経費負担や役割分担に影響するもの（組織委員会単独負担→都・国負担発生等） ・大会の延期に伴い、追加経費が生じると見込まれる事業	<当初契約時に作業部会にかけた案件> 事前に東京都作業部会に報告、確認  <当初契約時に東京都担当部で確認した案件> 事前に東京都担当部で確認